

休校等の実施

暴風警報や交通機関がマヒしたときには、休校としたり、授業開始時刻を遅らせたりする対応をとります。

休校等となる対象は？

気象警報が発令された場合

休校に関しては、暴風警報のみが対象となります。

(注) その他の警報(大雨警報、洪水警報等)は休校等の対象になりません。

交通機関のマヒ状態の場合

阪急電車京都線、JR京都線がともにストライキや事故等で不通となった場合のみ、休校となります。

(注) 一方が動いているときには平常授業を行います。

暴風警報が発令されたり、交通機関がマヒしたりしたときの対応は、発令・解除の時間帯によって対応が異なります。

朝、暴風警報が発令されていたり、交通機関がマヒしていたりしたときには、次のように行動してください。

1. 午前7時までに、一方でも交通ストが解除されたとき、また暴風警報が解除されたときは平常授業を行います。
2. 午前10時までに、一方でも交通ストが解除されたとき、また暴風警報が解除されたときは第4限より授業を開始します。
3. 午前10時の時点で、JR・阪急ともにストが継続しているとき、また暴風警報が継続しているときは休校とします。

授業を開始したのちに暴風警報等が出た時には、安全を確認したうえで下校させます。